

# 今別町行政改革大綱 (集中改革プラン)

(平成 17 年度～平成 21 年度)

平成 1 8 年 3 月

青森県今別町

# 目 次

1	行政改革の必要性	2
2	推進期間	2
3	進行管理	3
4	行政改革の指針	3
	(1) 効率的な行財政基盤の確立	3
	(2) 時代に即応した組織・機構の見直し	4
	(3) 適正な定員管理と給与等の適正化	4
	(4) 職員の能力開発などの推進	4
	(5) 事務事業の見直し	5
	(6) 公共施設の設置及び管理運営	5
	(7) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上	5
	(8) 町民との協働によるまちづくりの推進	6
5	大綱に基づく具体的な取り組み	6
	(1) 行財政基盤の確立	6
	(2) 組織・機構の見直し	7
	(3) 定員管理と給与の適正化	7
	(ア) 職員定数の削減	8
	(イ) 給与費等の抑制	10
	(4) 職員の能力開発	14
	(5) 事務事業の見直し	15
	(6) 公共施設の管理運営	17
	(7) 行政の情報化とサービスの向上	21
	(8) 協働によるまちづくり	22
	(9) 経費の節減合理化	23
	(10) その他	23
6	地方公営企業	30
	(1) 水道事業	30
	(2) 老人保健施設	35
7	むすび	37

## 1 行政改革の必要性

本町では、平成7年12月に策定した今別町行政改革大綱、さらに平成11年3月改定した、新・今別町行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや組織・機構の改革など、いくつかの施策に取り組み一定の成果を収めてきました。

しかしながら、近年の地方自治体を取り巻く環境は、地方交付税の削減、市町村合併の推進など、過去に経験のない厳しい状況になっています。東津軽5町村では、任意合併協議会を立ち上げて協議を進めてきましたが合意にいたらず、平成15年3月に解散となり、本町はいよいよ「自立した町づくり」の道を目指すことになりました。

こうした状況を踏まえ、従来手法による経費の削減や事務事業の見直しではなく、議会及び町民との連携をのもて「行財政改革住民会議：H14」の開催や「全職員参加型研究グループ：H15」の設置で町職員が一丸となって知恵を振り絞り、行政の抜本的な改革を行ってきました。

こうした中で、総務省より平成17年3月29日付で「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が通知され、平成17年度を基点とした平成21年度までの「集中改革プラン」を平成17年度中に策定し公表することが示されました。

新たな大綱においては、限られた財源の中でいかに効率的、効果的な行政運営ができるかという命題に答えるとともに、「健康で明るい豊かな住みよいまち」の実現のための具体的な行動を示す実施計画を策定するものではありません。

## 2 推進期間

行政改革への取り組みは、永続的に進めていく必要がありますが、本計画は、「集中改革プラン」の目標年次である5年間（平成17年度から平成21年度）とし、改革項目の実施にあたっては、「実施計画」により実施します。

実施計画の見直しについては、計画（PLAN） 実行（DO） 評価（CHICK） 改善（ACTION）のサイクルに基づき不断の点検を行い、新たに本大綱に

掲げられていない項目であっても、行政改革大綱の視点に沿って取り組むべき項目については追加項目として取り上げるなど、項目の内容変更は毎年度定期的に評価・見直しを行います。

### 3 進行管理

新たな大綱に基づく行政改革は、議会及び町民の理解と協力を得ながら推進するとともに、職員一人ひとりが日常業務の中で行政改革を自らの課題として不断の努力により取り組むことが何よりも肝要であります。

このため、行政改革推進体制の強化を図り、行政改革を着実かつ強力に推進し、その進捗状況を広く住民に公表するとともに、議会及び行政改革懇談会に報告し、意見・提言を得ながらより効率的な推進に努めるものとします。

### 4 行政改革の指針

#### (1) 効率的な行財政基盤の確立

景気低迷の影響を受け、税収の伸びが期待できない厳しい財政環境の一方で、進展する少子高齢化等に伴う行政需要の増大など新たな業務に対応するため、町民の行政に対する信頼性や満足度を高めていくため、効率的な事務事業の選択と経費の節減を的確に進めていくことが急務の課題となっています。

そのためには、行政サービスのあり方に留意しつつ、評価制度により徹底した事務事業の洗い直しと事業効果を十分に配慮したうえでの施策の優先順位の厳しい選択を行い、必要性や住民ニーズ、緊急度などの観点から、効果的な行政運営を推進していくため PDCA サイクル(マネジメントシステム)による管理を行っていきます。

また、既にその役割が果たされたものや今日の社会環境に合わない制度等については、官民の役割分担を明確にしたうえで、従来の固定観念にとらわれず、廃止等の検討を進めるなど抜本的な改革を行います。

## (2) 時代に即応した組織・機構の見直し

新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応するため、施策の連携や業務の閑散に柔軟に対応するため、組織・機構の見直しを実施してきたところですが、少子高齢化、国際化、情報化等社会経済情勢の変化に対応し、総合的・機能的な施策の推進を図るには、組織・機構の簡素合理化により、迅速で効率的な対応のできる組織の整備をなお一層進めていく必要があります。

縦割りによる組織の弊害を可能な限り取り除くため、各部署、部署内のコミュニケーションを十分とり、課題を共有し、組織の総合的な力が発揮されるよう、従来の既存組織のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを行うとともに、内部組織の再編成や地方分権等に伴う、職務の多様化・専門化に対応できる組織・機構を構築します。

## (3) 適正な定員管理と給与等の適正化

社会経済環境の変化に伴い、住民ニーズは高度化し行政需要についても増加しています。

このような中で、公務能率の一層の向上を図るとともに、人材の有効活用により適正な職員配置に努めてきたところですが、定員管理に当たっては、抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、民間委託等の推進による計画的な職員数の抑制や、定員モデルや類似団体別職員数などをもとに、事務事業の見直しとの調整を図り、長期的に徹底した定員管理を行っていく必要があります。

また、給与制度については、町民の納得と支持が得られるよう、国・県・他町村の動向に留意しながら、社会全般の諸情勢や財政状況などを踏まえ、給与制度、運用、水準の適正化を推進します。

## (4) 職員の能力開発などの推進

住民ニーズを的確に把握し、社会経済情勢の変革に速やかに対応するためには、町政の担い手である職員が、自らの業務に高度で幅広い知識と責任を持ち、意欲的に仕事に取り組むことが必要です。

そのために、職員一人ひとりの資質の向上を図るとともに、より一層職

員の研修を充実し、専門的な知識能力を有する職員の育成に努めます。

また、職員は全体の奉仕者であることから、常に自覚を持って公務員としての倫理制度の確立と高揚に取り組みます。

#### ( 5 ) 事務事業の見直し

本町の財政状況は、極めて厳しい状況にあり、公債費の高止まりによる財政の硬直化が進んでいます。限られた財源を有効に活用し、事業の成果を重視した行財政運営に転換するため、行政評価システムの導入を検討します。

また、既存の各種施策や事務事業については、社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえ、その内容や仕組み、費用対効果を徹底的に見直し、再編・整理又は廃止・統廃合などを図るとともに、補助金等のシーリングによる一律削減についても限界があり、事業効果、実績等を重視した総合的な見直しを行っていきます。

#### ( 6 ) 公共施設の設置及び管理運営

各種公共施設の整備については、後年度に町財政に及ぼす影響や必要性を十分に見極めたうえで、既存施設との連携や機能・役割分担を明確にするなど、広域的な観点からも検討を行います。

また、新たな行政需要に対しても、既存施設の活用を積極的に進めるなどして、効率的な管理運営に取り組みます。

さらに、町が直営で管理運営する事業、施設についても、民間の活力を活用し、住民サービスの向上が図れるものについて、指定管理者制度や民間委託の導入を検討します。

公共施設の管理運営を効果的に行うための指定管理者制度の導入に際しては、選定経過や理由を公表するなど透明性のある運用に努めます。

#### ( 7 ) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上

行政の効率化や住民に対する行政サービスの向上を図るため、総合行政ネットワーク（LGWAN）、住民基本台帳ネットワークシステムや公的個人認証サービスなどの基盤を活用した申請事務のオンライン化など、行政の情報化を計画的に推進するとともに、各種事務手続きの迅速化、効率化に

務めます。

また、個人情報の保護とセキュリティを確保しながら、費用対効果を勘案のうえ、情報の共有化や意思伝達の迅速化を進め、情報の有効活用により、住民の利便性を高めるための行政手続きや業務の簡素化を図ります。

#### ( 8 ) 町民との協働によるまちづくりの推進

町政に対する町民の理解と信頼を深め、公正で開かれた町政の発展に資するため、職員給与、バランスシート等の財務指標、各種計画書等の行政情報は、広報誌や町のホームページをとおり、提供していきます。

また、一方的に行政のみが情報を提供するのではなく、町民との双方向の情報共有のため、広報公聴活動の充実を図るとともに、情報公開制度の適正な運用と内容の向上に努め、住民の参加と協力を求めています。

### 5 大綱に基づく具体的な取り組み

#### ( 1 ) 行財政基盤の確立

地方分権の進展や、少子高齢化の進行、広域的な行政需要の増大等を背景に、基礎的自治体である市町村の行財政基盤の強化が求められ、そのための手段として、市町村合併が全国的に進められています。

しかしながら、住民の意見を尊重し、当面単独での行財政運営を行うこととした本町においては、将来の財政を的確に見通しながら、毎年度の予算編成を行っていく必要があります。

このため、歳入に見合った歳出を基本に、中期・長期的にめざすべき財政指標の目標値を設定し、自主財源の確保、事務事業や補助金の見直し、整理統合による経常経費の削減、公共事業の重点化、健全財政を維持するための町債発行の抑制など、その達成に向けた財政健全化計画を策定します。

**町税収入の確保と徴収率の向上（徴収強化の取り組み）**  
**受益者負担の適正化（使用料・手数料・受益者負担の見直し）**  
**施設関係経費、投資的経費の見直し、削減（事業評価の導入）**  
**補助金、負担金等の見直し**

**内部管理経費及び一般事務経費の削減  
特別会計等の経営基盤強化  
各種委託業務の見直し  
未利用町有財産の有効活用（売り払い）**

## （２）組織・機構の見直し

少子高齢化社会の到来や介護保険制度の導入、環境問題への対応、地方分権の推進など新たな行政問題や多様化する住民ニーズに答えるため、組織機構については新しい行政課題への対応、重要施策の推進、事務事業の不均衡の是正等を図りながら町民にわかりやすく、かつ住民サービスの向上が図られよう簡素にして効率的な行政執行体制を確立する必要があります。そのためには部署の統廃合と事務分掌の見直しに重点をおき、部署内業務をグループ制等にするなど職務の多様化に対応できるよう定員管理と合わせて見直しを行います。

また、より積極的に効率的・効果的な組織機構を構築するとともに、時代に即応した組織機構を構築するため、常に見直しをします。

**横断的な課題に柔軟に対応できるプロジェクトチームの導入  
行革推進体制の確立  
各種危機管理等への対応  
類似業務の組織的検討（各種委員会等の統廃合）  
組織機構の見直し  
職制の見直し**

## （３）定員管理と給与の適正化

住民サービスの向上には、生活基盤施設等の整備・管理が必要と思われませんが、施設を増やすことは職員数の減に歯止めをかけることになるので、施設等の削減についても定員管理と連動した計画を立てる必要があります。

また、定員管理計画策定に当たっては、職員総数の削減ばかりでなく総人件費の抑制に努め、さらに情報公開を積極的に行い、町民の理解が得られるよう努めます。

財政悪化の要因の一つである人件費については、既に議員報酬、特別職給料及び一般職員給料の時限的削減を行っていますが、人件費の過剰な抑制

は住民サービスを低下させるばかりでなく将来のマンパワーの低下にもつながるので、職員の年齢構成予想を見越すなど、中期・長期の視野に立った定員管理が必要です。また、各部署ごとに作業量・事務量の調査を実施し、適材適所になっているのか、再度見直しが必要であります。

今後、団塊の世代の定年退職者が増大することにより、退職手当の激増が見込まれることから適正な職員定数の見直しも含め、定年前早期勧奨退職制度利用など、スリムな行政機構の構築に努めます。

**定員適正化計画の策定と推進**  
**勧奨退職制度の積極的な活用**  
**嘱託職員の見直し**  
**給料・各種手当等給与制度の見直し**

#### (ア) 職員定数の削減

本町の行政規模や施策内容等に応じた適正な職員数とするため、事務事業の評価を実施し、事務事業の必要性・効率性を徹底して見直すことから、長期的視点での定員抑制と専門職・技術職員等の充実に留意する必要があります。また、定年退職者等の補充に対応する新規採用については、最大限補充しません。

### 集中改革プラン関係

#### (1) 定員管理

##### ア 定員管理の数値目標(平成17.4.1～平成22.4.1)

基準年を平成17年度(平成17年4月1日)とし、目標年次を平成21年度として、目標年次(平成22年4月1日)までの5年間で、職員数を総職員数108人に対して16人(約14.7%)純減し、目標年次における総職員数を93人とします。

(ア) 数値目標の基本的考え方

これまでの行政機構改革や定員管理の実績、今後の行政需要の動向等を踏まえ、定員モデル、類似団体別職員数の状況を活用した他団体比較による定員管理の適正化を計画的に行います。

具体的には、平成15年3月策定の「今別町財政運営計画」に基づき適正な定員管理に務めるため、第8次定員モデル及び類似団体別職員数の状況等を活用し、今後の事務遂行上、必要最小限とする職員数を踏まえた数値目標を設定します。

(イ) 数値目標の設定の仕方

本町の定員管理は、平成17年3月に「今別保育園」を民間移譲したことから、民生部門の職員数(10人)が減少し、一般行政計部門については定員モデル職員数及び類似団体別職員数との比較においても超過職員数は無く標準的の団体であります。しかし、町立の介護サービス施設を直接管理運営していることから、公営企業等会計においてその他部門(39人)の職員数が極めて多く、定員適正化については各会計全体的に職員数の抑制を図る必要があります。

(ウ) 計画期間内の削減計画(採用者・退職者見込)

5年間の計画期間であります。初年度から2年間(平成17年度から平成18年度)は、厳しい財政状況から職員採用は凍結とします。19年度以降は年齢層の隔たりを避けるため、4人退職1人採用を基本とします。

部門別職員数計画

【適正化目標】 全会計部門 16人削減(期間適正化率 14.7%)

		計 画 前 年 度	計画期間の状況(人)					H22. 4.1 H22	期間内 計	
			H16	H17	H18	H19	H20		H21	人数
一般行政部門	退職者(見込)数	7	5	2	2	5	6	20		
	採用者(見込)数		0	2	31	1	1	37		
小 計	現員(4.1現在)	67	60	57	86	85	81	77	28.3	
	対前年増減数		7	3	29	1	4	17		
特別 行政	教育	退職者(見込)数	0	0	0	0	0	0	0	
	採用者(見込)数		1	0	0	0	0	1		
小 計	現員(4.1現在)	9	10	10	10	10	10	10	0.0	
	対前年増減数		1	0	0	0	0	1		
公営 企業 等	病院	退職者(見込)数	1	0	0	0	0	0	0	
		採用者(見込)数		0	0	0	0	0	0	
	水道	退職者(見込)数	0	2	0	0	0	0	2	
		採用者(見込)数		0	0	0	0	0	0	
	介護	退職者(見込)数	0	0	31	0	0	0	31	
		採用者(見込)数		1	0	0	0	0	0	
小 計	現員(4.1現在)	39	39	37	6	6	6	6	84.6	
	対前年増減数		0	2	31	0	0	33		
総 計	退職者(見込)数	8	7	33	2	5	6	53		
	採用者(見込)数		2	2	31	1	1	37		
	現員(4.1現在)	115	109	104	102	101	97	93	14.7	
	対前年増減数		6	5	2	1	4	16		

イ 平成 11.4.1～平成 16.4.1 までの純減実績  
 (ア) 過去の純減実績の内容

		前年度	過去 5 年間の純減実績 (人) (H11.4.1～H16.4.1)					H16. 4.1	期間内 計	
			H10	H11	H12	H13	H14		H15	H16
一般行政部門	退職者数	1	27	3	2	1	4		37	
	採用者数		0	0	0	0	0	0	0	
小 計		現員(4.1現在)	105	104	77	74	72	71	67	35.6
		対前年増減数		1	27	3	2	1		37
特別 行政	教育	退職者数	1	1	0	0	0	0	0	1
		採用者数		0	0	0	0	0	0	0
小 計		現員(4.1現在)	11	10	9	9	9	9	9	10.0
		対前年増減数		1	1	0	0	0		1
公営 企業 等	病院	退職者数	0	0	0	0	0	0		0
		採用者数		0	0	0	0	0	0	0
	水道	退職者数	0	0	0	0	0	0		0
		採用者数		0	0	0	0	0	0	0
	介護	退職者数	0	0	0	3	1	0		4
		採用者数		29	2	0	0	0	0	31
小 計		現員(4.1現在)	12	12	41	43	40	39	39	225.0
		対前年増減数		0	29	2	3	1		27
総 計	退職者数	2	28	3	5	2	4		42	
	採用者数		29	2	0	0	0	0	31	
	現員(4.1現在)	128	126	127	126	121	119	115	8.7	
	対前年増減数		2	1	1	5	2		11	

ウ 定員適正化計画の見直し状況

(ア) 見直しの経緯、内容等

本町は平成 3 年に平成 7 年度までの 5 年間で職員数 6 人(4.3%)を純減する計画で、期間中に 9 人(6%)を純減し、そして平成 12 年度を初年度とした平成 16 年度までの 5 年間で 4.8%純減することとする適正化計画を策定し、平成 17 年 3 月までの 5 年間で全部門(127 人)において 6 人(4.8%)の職員数純減の数値目標を掲げ、退職者に対する職員不補充及び組織・機構の簡素合理化を図った結果、計画を大幅に上回る職員総数 11 人(8.7%)を純減しています。

(イ) 給与費等の抑制

給与については、国・県等において、制度の見直しが行なわれていますが、その動向を踏まえながら、見直しを図るものとします。職員給与費等については、職員の適正配置による給与費削減や毎年度の予算編成に

において特殊事情のある場合のみ時間外勤務手当等の計上を中心に抑制してきました。

議会の議員については、平成16年4月から当分の間、期末手当は6月及び12月に支給する期末手当の額から、それぞれ議長において209,500円、副議長において179,500円、議員において171,500円を減じて得た額に削減しています。

また、常勤の特別職の給料月額は、平成17年10月から平成21年9月まで町長23%、助役17%、教育長14%のカットの取り組みを行っています。

職員給与については、ここ2年間人事院勧告でも給料、期末手当の削減が図られていますが、さらに、町独自の給与削減措置を実施しています。給料月額は2～5%、期末・勤勉手当20～35%で平成19年3月まで継続します。しかしながら、職員給与のカットには限界があり、給与総額の削減には定年退職者に対する補充採用を抑制する以外にないものと思われま

す。時間外勤務手当については、職員定数の削減となる中で、さらに職員間の連携強化を図るとともに、管理職による業務量管理（組織・個人）を適切に実施し、代休制度の活用により、引き続き時間外勤務手当の抑制に努めます。

定年前早期勧奨退職については、平成21年度から団塊の世代の定年退職者が激増することから、これまでも定年前早期勧奨退職者制度を活用し、職員定数の抑制に努めてきたところでありますが、今後も本制度を活用し、退職手当の平準化を目指します。

## 集中改革プラン関係

### （2）給与の適正化関係

近年の公務員給与は民間企業の厳しい経営環境を反映して連続して給与の引き下げ勧告がなされ、更に、平成18年4月から給与構造改革として、給料表の水準を全体として平均4.8%ト引き下げる勧告がなされています。

この勧告を十分尊重し職員の給与水準を決定するとともに、今別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき毎年公表します。

また、町の極めて厳しい財政状況を打開するため、職員が一丸となって基本給 2 ~ 5 %、期末勤勉手当 2 0 ~ 3 5 %の独自カットを実施しています。

#### ア 高齢者職員昇給停止

平成 1 5 年 4 月 1 日から、国公準拠により一般行政職の（ 5 5 歳）及び技能労務職員（ 5 5 歳）の高齢層職員は昇給停止を実施しています。

今別町職員の給与に関する条例（昭和 4 0 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正した。

第 6 条第 6 項中「（ 5 6 歳以上の年齢で規則で定めるものを超える職員にあっては、規則で定めるところにより、18 月又は 2 4 月）」を削り、同条第 9 項中「 5 8 歳以上の職員のうち規則で定める年齢」を「 5 5 歳」に改める。

附 則

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### イ 不適正な昇給運用の是正

初任給、昇格、昇給の基準に関する規則において規定するとおり運用しています。

初任給、昇格、昇給の基準に関する規則の一部を改正する規則

第 3 9 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

（ 3 ） 2 0 年以上勤続して退職する場合

附 則

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

#### ウ 退職手当の支給率の見直し

平成 1 7 年 4 月 1 日から、退職時特別昇給の廃止を実施しています。平成 1 8 年度から、勤奨退職時特別昇給制度を廃止し、退職手当の支給率は本町が加入する青森県市町村職員退職手当組合の支給率と同様とします。

今別町勤奨退職等実施要綱の一部を改正する要綱

第 7 条第 2 項を削る。

2 定年により退職する職員については当分の間、次により特別昇給させることができる。

（ 1 ）退職の日に勤続期間 2 0 年以上の者 1 号

附 則

この訓令は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

#### エ 諸手当の総点検の実施

##### （ア）特殊勤務手当の適正化

特殊勤務手当の見直しにより順次削減し、平成 1 7 年 4 月 1 日から完全廃止し、引き続き完全廃止を継続します。

今別町職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

平成 17 年 4 月 1 日をもって全ての手当てを 0 円とする

- ・ 伝染病防疫作業手当 (1 日につき 300 円)
- ・ 町税事務手当 (1 月 1,000 円)
- ・ 保育士主任業務手当 (1 月 3,000 ~ 5,500 円)
- ・ 死体移送手当 (1 件 700 ~ 1,500 円)
- ・ 特別養護老人ホームなかやま荘勤務職員の特殊勤務手当 (1 月 5,000 ~ 10,000 円)
- ・ デイサービスセンターひより勤務職員の特殊勤務手当 (1 月 3,000 円)
- ・ 在宅介護支援センターひより勤務職員の特殊勤務手当 (1 月 3,000 円)
- ・ 特殊現場作業手当 (1 月 5,000 ~ 15,000 円)
- ・ 看護師主任業務手当 (1 月 5,000 円)
- ・ 水道事業危険手当 (1 月 1,000 円)
- ・ 水道事業現業手当 (1 月 1,500 円)

(イ) その他の手当ての適正化

4 輪の自動車を使用する職員の通勤手当については、14 キロメートル以上の距離の加算額は 10,000 円を限度に見直しをしています。

今別町職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則

平成 16 年 4 月 1 日から以下の表に改めた。

(1) 4 輪の自動車以外を使用する職員

距離区分	加算額
片道 4 キロ以上 6 キロ未満	1,000 円
" 6 キロ以上 8 キロ未満	2,000 円
" 8 キロ以上 10 キロ未満	3,000 円
" 10 キロ以上 12 キロ未満	4,000 円
" 12 キロ以上 40 キロ未満	5,000 円

今別町職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則

平成 16 年 4 月 1 日から以下の表に改めた。

(2) 4 輪の自動車を使用する職員

距離区分	加算額
片道 4 キロ以上 6 キロ未満	2,000 円
" 6 キロ以上 8 キロ未満	4,000 円
" 8 キロ以上 10 キロ未満	6,000 円
" 10 キロ以上 12 キロ未満	8,000 円
" 12 キロ以上 14 キロ未満	10,000 円
" 14 キロ以上 26 キロ未満	10,000 円
" 26 キロ以上 28 キロ未満	10,000 円
" 28 キロ以上 30 キロ未満	10,000 円
" 30 キロ以上 32 キロ未満	10,000 円
" 32 キロ以上 34 キロ未満	10,000 円
" 34 キロ以上 36 キロ未満	10,000 円
" 36 キロ以上 38 キロ未満	10,000 円
" 38 キロ以上	10,000 円

オ 技能労務職の給与の見直し

(ア) 国や民間の同種の職種との比較の実施

技能労務職の業務の性格や内容を踏まえつつ、昇給運用の適正化を進めます。

(イ) 給料表の適正化

技能労務職員の給与については、国の給与やその職務の内容を踏まえつつ、適正な給与制度・運用に努めます。

カ その他

厳しい財政状況の下で、管理職の管理職手当は当分の間 0 円の自主カットを実施しています。

支給割合	職
100 分の 10	総務課長
100 分の 9	参事・教育次長・教育参事
100 分の 8	統括監・出納室長・特別養護老人ホーム園長 デイサービスセンター所長・診療所の事務長 教育統括監・中央公民館長 給食センター所長・議会事務局長 農業委員会事務局長

(4) 職員の能力開発

効果的な行政運営を行うことには、行政施策の執行過程においての一層の工夫と、時代の変化に対応する人材の育成が必要であります。職員の資質向上を図り、事務の効率化、的確な事務の執行により、円滑な行政運営を目指すため、各部署における専門研修及び計画的に推進するため次の事項の検討を行います。

職場における実務研修、職員研修所等における研修、自己啓発等を適切に組み合わせるとともに、人材育成の観点に立った人事管理、仕事の進行管理の改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めます。

人材育成にあたっては、地方分権の推進に伴い必要とされる政策形成能力や創造的能力、法務能力等の向上が図られるよう、多様な研修機会の提供に

努めます。

**効果的な研修とコスト意識、経営改善感覚の浸透**  
**人材の育成と職員の自主性の確立**  
**男女の機会均等の推進と能力・実績に基づく人材登用**

#### ( 5 ) 事務事業の見直し

極めて厳しい財政状況に加えて、住民のニーズは多様化・高度化しています。限られた人材、財源をどのように重点的に配分するのか、住民のためになる施策・事業をどのように重点的に配分するのか、いかに選択して実施するのかという視点は極めて重要となります。

従って、事務事業のうち、初期の目的を達成したものや必要性の薄れたもの、住民の要請に合わないものは、廃止・縮小など整理統合を行い、住民サービスの向上を図るため、行政サービスに要する総合的なコストとその成果の明確化等を通じ、より効率的で質の高い行政サービスを提供できる仕組みに努めます。

また、行政と民間の役割分担を明確にし、相互に補完し合う協働システムを構築する必要があり、事務事業の整理・合理化など全面的な見直しを行い改善します。

## 集中改革プラン関係

### 4 事務事業の再編・整理、廃止・統合

#### (1) 事務事業の再編整理等の目標

17年度～21年度までの5年間における再編・整理等の目標

実施事項等	目標年度				
	17	18	19	20	21
今別町営スキー場の廃止に向けての検討					
町立大川平保育園の廃止					
除排雪委託内容の見直し					
荒馬の里活性化センターと体験農園のあり方の検討					
丸山林道普及事業の見直し					
一部事務組合負担金の見直し					
町単独補助金の削減					
合 計	1	4	1	1	

#### (2) 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム

##### ア 当該スキームの内容、基本的考え方

今別町行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するため、大綱の実施計画として「集中改革プラン」を策定し、財政健全化の精査 改革項目の明確な目標と達成のための進行管理 内容及び進捗状況の住民公表 不断の点検と計画の前倒しの点に留意して改革を推進します。

##### イ 行政評価を活用する仕組みの導入の有無

諸事業の成果や費用対効果を具体的な指標で検証し、施策の見直しや新たな施策に反映させるため、政策的判断を求められるものを中心に、町総合計画実施計画と連動した行政評価システムを導入します。行政評価システムは平成18年度に調査研究を行い、平成19年度にシステムの確立と試行的実践により平成20年度から導入します。

集中改革プランは、説明責任の確保のため行政組織運営全般について、計画策定 実施 検証 見直しのサイクルに基づき毎年点検を行います。

##### ウ 外部の意見を取り入れる仕組みの導入の有無、その概要

行政改革の推進には、住民の理解と協力が必要不可欠であるため、町行政改革懇談会や町議会のから意見を聞くほか、行政改革大綱の意思決定過程において、行政運営における住民参加の環境を整え、パブリックコメント制度などを活用し、幅広い住民の意見を反映するよう努めます。

##### エ スキームの公表（予定を含む）の有無、公表方法

集中改革プランを策定したときは、町広報誌やホームページ等で遅滞なくこれを公表します。また、集中改革プランは、毎年予算編成後速やかに見直しを行い、町財政運営計画と併せて、町広報誌やホームページ等で公表します。

## (6) 公共施設の管理運営

本町では、指定管理者制度による管理運営や従来の管理委託制度（改正前自治法第244条の2第3項）による委託施設は存在していません。しかし、公の施設において、良質なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供するため、民間移譲、指定管理者制度及び業務委託について、総合的に検討・判断して移行していきます。

### 既存施設の有効活用の積極的推進 指定管理者制度の導入をはじめとする効率的で魅力ある施設運営 施設管理経費の削減

#### 直営（業務の一部を委託している施設を含む）施設

現在、町が直接管理運営している施設のうち、民間移譲、指定管理者制度を導入することでサービス向上や施設の効果的・効率的な管理運営が期待できる施設については、制度活用に向けた検討を進めます。

#### 民間移譲施設

民間経営によりサービス提供していくことが妥当と判断される場合は、公の施設としての管理運営を廃止して、民間経営に移行していくことについても、検討を進めます。

施設名	目標年度	備考
特別養護老人ホームなかやま荘	19年度	一体移譲で効率性が見込まれる施設
今別町デイサービスセンターひより	19年度	
今別町在宅介護支援センターひより	19年度	
今別町ホームヘルプステーションひより	19年度	

#### 移行検討施設

将来の制度移行に向け、制度導入の可能と判断される施設については、導入に努めていくこととします。

施設名	目標年度	備考
今別町立二股地区へき地保健福祉館	18年度	
今別町奥平部地区集会所	18年度	
今別町木材工芸品等加工販売施設	18年度	
今別町観光PRぷらざ	19年度	

#### 当面の町営継続施設

当面は、町が直営していくことが妥当と考えられる施設については、サービス向上とあわせて、管理経費縮減に向け、委託範囲の拡大を検討していきます。

なお、これらの施設においても、将来的に指定管理者による管理運営が有効と判断される場合は、制度導入に向けた検討に努めることとします。

施設名	目標年度	備考
町立今別体育館		
今別町山村広場		
今別町営スキー場	18年度廃止を前提に検討	
今別町立中央公民館		
今別町開発センター		
荒馬の里活性化センター	一体管理で効率性が見込まれる	
今別町多目的集会施設		
大川平福祉会館		
眺海の森林ウッドパーク		
海峡の家霰月		
今別町キャンプ場（高野・鑄釜）		
今別町国民健康保険今別診療所		
今別町立学校給食センター		
水道事業施設		
町営住宅		

### 集中改革プラン関係

#### 5 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

##### （1）公の施設についての取組目標

##### ア 16年度末時点における指定管理者制度・業務委託・全部直営施設数

町の公の施設の設置数とその管理の状況は下記の表のとおりで、平成16年度末で管理委託制度に基づく管理委託を行っている施設はありませんが、一部の直営施設では清掃業務や夜間の鍵の管理など利用団体の自主管理を委ねるなど地域住民

の協力により運営している施設もあります。

施設の種類	指定 管理者	業務 委託	全部 直営
1.レクリエーション・スポーツ施設 (4) ・町立今別体育館 ・今別町山村広場 ・今別町営スキー場 ・眺海の森林ウッドパーク 2.産業振興施設 (6) ・今別町開発センター ・海峡の家寝月 ・荒馬の里活性化センター ・今別町観光 PR ぶらざ ・今別町木材工芸品等加工販売施設 ・今別町キャンプ場(高野・鍔釜) 3.基盤施設 (1) ・町営住宅 4.文教施設 (6) ・今別町立中央公民館 ・今別町立学校給食センター ・今別町立二股地区へき地保健福祉館 ・今別町奥平部地区集会所 ・今別町多目的集会施設 ・大川平福祉会館 5.医療・社会福祉施設 (1) ・今別町国民健康保険今別診療所			
合 計		2	16

イ 17年度～21年度までの5年間の取組目標

町民が利用する公の施設について、平成17年度以降の管理のあり方を検討した結果、財政負担の大きいものや、請けてとなり得る団体の情報の少ない状況にありますが、民間能力を活用することで、多様化する住民ニーズに的確に対応し、サービスの向上と経費の節減を図ります。

取組み内容(目標内容)	対象 施設数	取組 施設数	目標年度				
			17	18	19	20	21
レクリエーション・スポーツ施設(廃止検討) ・今別町営スキー場	4	1					
産業振興施設(指定管理者検討) ・荒馬の里活性化センター ・今別町木材工芸品等加工販売施設 ・今別町観光 PR ぶらざ	6	3					
文教施設(廃止) ・大川平福祉会館 文教施設(指定管理者導入) ・今別町立二股地区へき地保健福祉館 ・今別町奥平部地区集会所	6	1 2					
合 計	16	7	1	4	2		

公営企業関係を除く

(2) 公の施設以外の施設についての取組目標

ア 16年度末時点における全部委託・一部委託・全部直営施設数

施設の種類	全部委託	一部委託	全部直営
・浜名公衆トイレ ・鑄釜先園地公衆トイレ ・高野崎園地公衆トイレ ・奥平部公衆トイレ			
合 計		1	3

イ 17年度～21年度までの5年間の取組目標

取組み内容(目標内容)	対象施設数	取組施設数	目標年度				
			17	18	19	20	21
公衆トイレ(4) (管理の全部委託)	4	4					

(3) その他の事務についての取組目標

ア 16年度末時点の全部委託・一部委託・全部直営の状況

施設の種類	対象施設数	導入済施設数	全部委託	一部委託	全部直営	備 考
本庁舎清掃	1	1				職員で対応
本庁舎夜間警備	1	1				
案内、受付	1	1				
電話交換	1	1				
公用車運転	1	1				
し尿処理	1	1				
一般ごみ収集	1	1				
学校給食(調理)検討	1	1				嘱託職員対応
学校給食(配送)	1	1				
学校用務員事務	2	2				職員で対応
水道メーター検針	3	3				
道路維持補修・清掃等	1	1				一部職員対応
ホームヘルパー派遣	1	1				嘱託職員対応
在宅配食サービス	1	1				職員で対応
情報処理・庁内情報システム維持	1	1				
ホームページ作成・運営	1	1				
調査・集計	1	1				職員で対応
総務関係事務	1	1				一部職員対応
合 計	21	21	4	2	12	

イ 17年度～21年度までの5年間の取組目標

取組み内容（目標内容）	対象施設数	取組施設数	目標年度				
			17	18	19	20	21
学校給食（調理）委託検討	1	1					
学校給食（配送）委託検討	1	1					
学校用務員事務 委託検討	2	2					
水道メーター検針 委託検討	3	3					
ホームヘルパー派遣 廃止検討	1	1					
在宅配食サービス 廃止	1	1					
合計	9	9	1	1	4		

<事務事業の内容>

本町清掃 本庁舎夜間警備 案内・受付 電話交換 公用車運転  
 し尿処理 一般ゴミ回収 学校給食 学校用務員事務  
 水道メーター検針 道路維持補修・清掃等 ホームヘルパー派遣  
 在宅配食サービス 情報処理・庁内情報システム維持

（7）行政の情報化とサービスの向上

給与、バランスシート等の財務指標、わかる予算書及び各種計画等の行政情報は、町広報誌や町のホームページをとおし提供しています。住民の行政への参画を進めるには、計画策定時における行政情報の積極的な提供など、開かれた透明性の高い行政運営が求められます。そのためには、行政情報を住民に分かりやすく提供することが重要であり、住民との双方向のコミュニケーションが図れる機会をつくるなど情報の共有に努めます。

手続き等の受付業務の効率化検討  
 庁内LANを活用した行政事務の効率化  
 個人情報の保護と管理体制の確立  
 IT活用による情報提供サービスの推進  
 各種懇談会や広報紙等を通しての情報提供

(3) 定員・給与の公表

ア 17年度の公表状況

職員の定員・給与の公表については、これまで、「地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について」(平成6年10月7日自治行第99号自治事務次官通知)及び「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針の策定について」(平成9年11月14日自治整第23号自治事務次官通知)にいう定員適正化計画の策定状況及び「地方公共団体における職員給与等の公表について」(平成13年3月7日付け総行給第10号)に基づく定員の状況の公表について、町広報誌により住民に公表してきました。

(ア) インターネットHPへの掲載有無

職員の定員・給与の公表については、平成16年の地方公務員法の改正により、平成17年4月からは給与や定員を含めた人事行政運営等の状況について、条例で定めるところにより毎年公表することが各地方公共団体の法律上の責務とされたため、当町のホームページ上で平成17年度から公表することとします。

(イ) 国の公表様式への準拠

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)においては、地方公共団体の協力を得て、給与情報(給料・各種手当・級別職員数等)について、団体間の比較分析を可能とする公表システムを平成17年度中に構築するとされたことから、当町の給与情報の公表は、国から示された公表様式により当町のホームページで公表することとします。

(ウ) その他の媒体による公表の状況

給与情報等の公表については、できるだけ多くの住民へ周知する必要があるため、ホームページと併せて、公報や各般の施策を広報する「広報いまべつ」や広報チラシ等も利用して行います。

イ 今後の計画

給与情報の公表は、住民により分かりやすく情報を提供することが必要であることから、記載事項、比較対象、表、グラフ等を併用し視覚的な見易さの工夫を行います。

(8) 協働によるまちづくり

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現するためには、地域における住民や民間団体等の多様な主体による公共的サービスの取り組みが重要なものになっています。

そのため、多様な主体による公共的サービスの取り組みについて、積極的な支援をしていくこととします。

また、このような地域協働を官民連携して推進していくため、職員の意識改革を図るとともに、ボランティアなどの地域活動に参画しやすい職場環境づくりを積極的に推進するものとします。

#### (9) 経費の節減合理化

住民ニーズにあった行政サービスの水準確保に向けて、住民負担（使用料・手数料など）のバランスを踏まえ、適正な受益者負担を確保する必要があります。そのため、住民負担（使用料・手数料など）について、公の施設や公共サービスの負担制度、特に、公共施設の維持管理経費についても、ほとんどが一般財源で賄っている現状を踏まえ、使用料・手数料の見直しをしていきます。

#### (10) その他

市町村合併の考え方については、行財政基盤を強化し、市町村の行政サービスの維持向上、行政の効率化を図るという観点から、町民との情報共有などに最大限努め、県との連携のもと合併新法（市町村の合併の特例に関する法律）の期限である平成 22 年 3 月までに十分な成果が得られるよう地域住民が一体となった活発な検討、議論で合意形成に努め、地方分権社会に対応した体制構築として、市町村合併を一層追及していきます。

### 経費節減等の財政効果関係

#### < 歳入関係 >

##### (1) 超過課税の実施、法定外税新設

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容
町民税に限り超過課税（制限税率）を行っている 法定外税新設については取組んでいない	固定資産税等の超過課税については、近隣町村との兼ね合いや財政状況により行政改革推進本部・専門部会の研究結果を参考に、導入の時期を含め検討する

	また、法定外税の新設については、何に着目して税の対象とするか、また課税客体の把握事務も必要であることから新設には十分な検討を行っていく
--	---

(2) 税の徴収対策

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容
<p>平成 16 年度に職員を増員し徴収強化に努め現年課税分については横ばいで推移したが滞納繰越分については各税目ともに収納割合は倍増となった</p> <p>滞納繰越分（収納率）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人町民税 (H15 9.77% 18.6%)</li> <li>・ 固定資産税 (H15 9.63% 18.14%)</li> <li>・ 軽自動車税 (H15 26.11% 42.86%)</li> </ul>	<p>平成 16 年度から税及び使用料の徴収・収納対策強化による税務部門 2 名の職員増を行ってきたが自主財源の確保及び住民負担の公平性堅持の観点から、大口滞納者に対しての納税指導や納付相談について、夜間対応、電話催告、休日訪問催告、口座振替促進等を積極的に実施し滞納額の縮減に努める</p>

(3) 使用料・手数料の見直し

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容
<p>これまでも、社会情勢や需給のバランスなどに対応し、各施設使用料・利用料の見直しを行ってきた</p> <p>福祉乗車証発行の有料化を実施した (H15 0円 1,000円)</p> <p>町営放牧場使用料を改定した (H16 1日100円 1日155円)</p> <p>学校給食児童生徒保護者負担金を改正した (H16 小学校250円 260円、中学校280円 290円)</p> <p>海峡の家使用料の町外者利用料金を改正した。 (H16 2,500円 3,500円)</p>	<p>各種使用料・手数料について総点検を行い、適時適切に見直しをする。減免措置等についても調整し見直しをする</p> <p>今後も、各担当部署で検討している見直し案について、受益者負担の原則に基づきながら負担の公平化・適正化が図られるよう、随時、見直していく</p> <p>巡回バスの利用料は燃料費見合い徴収とし改定する</p>

(4) 未利用財産の売り払い等

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容
<p>伐採可能な町有部分林を売却処分した。 (H16 9,000千円)</p>	<p>伐採可能な町有部分林を再調査し売却処分を検討する (H18)</p>

( 5 ) その他

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容

< 歳出関係 >

( 1 ) 人件費削減

職員削減 ( 議員含む。 )

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容
<p>議員定数を平成 16 年 3 月改選から 4 人を削減した ( H16 14 人 10 人 ) 定員管理計画に基づく退職者不補充を実施した ( H12～H17 18 人 )</p>	<p>議員定数の削減  定員管理計画に基づき、退職者数 18 人、新規採用者数を 4 人として見込み、更に勸奨退職の推進や部署の統廃合と合わせた職員数の削減も図る。 ( H17～H21 14 人 ) 嘱託職員配置を廃止し職員対応業務で人件費の削減を図る ( H17 役場用務員 1 人、宿直員 2 人、公園管理人 3 人、学校用務員 2 人 )</p>

- ・うち退職者の不補充
- ・うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用

給与等削減...時限的な措置による給与カット分を計上

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容
<p>議員期末手当の削減 ( H16 議長 209,500 円、副議長 179,500 円、議員 171,000 円 ) 特別職の職員の給与の削減 ( H15 町長 750,000 円 375,000 円、助役 596,000 円 358,000 円、収入役 564,000 円 339,000 円、教育長 525,000 円 315,000 円 ) 一般職の給与の時限的削減を実施した。 ( H16 本俸 2～5%、期末勤勉手当 20～35% ) 管理職手当を当分の間 0 円とした ( H16 )</p>	<p>議員期末手当の削減 ( H16 議長 209,500 円、副議長 179,500 円、議員 171,000 円 ) 特別職の職員の給与の削減 ( H17 町長 750,000 円 575,000 円、助役 596,000 円 495,000 円、収入役 564,000 円 462,000 円、教育長 525,000 円 ) 454,000 円 ) 一般職の給与の時限的削減を平成 19 年 3 月まで継続する ( H16 本俸 2～5%、期末勤勉手当 20～35% ) 高齢層職員 ( 55 歳以上 ) の昇給停止 管理職手当 0 円を時限的な措置として当分の間継続する 時間外勤務手当抑制のため休日代休制度を活用する 特殊勤務手当の見直しによる削減</p>

その他

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容
<p>職員福利厚生団体への助成の見直しを実施した                      (H15 1,000 千円 500 千円                      H16 500 千円 300 千円)                      附属機関各種委員の日当を削減した。                      (H15 1,700 円 1,000 円)                      議会議員の日当を廃止した                      (H15 2,000 円 0 円)                      消防団団員の日当を改定した                      (H15 団長 1,800 円・団員 1,500 円 1,000 円)</p>	<p>職員福利厚生団体と協議により引続き削減を継続する                      (H17 300 千円 300 千円                      H18～21 300 千円 150 千円)                      附属機関各種委員の日当を削減する                      (H18 県内 1000 円 0 円・県外 1000 円)                      議会議員の日当を廃止</p>

・うち福利厚生事業... の内数

(2) 組織の統廃合

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 までの取組内容と効果目標額
<p>課を 7 課から 3 課に統廃合した                      (H16)                      教育委員会事務局を 2 課から 1 課に統廃合した                      (H16)                      社会教育指導員の設置を廃止した                      (H16)</p>	<p>教育委員会事務局を中央公民館に移動し管理経費の縮減を図る</p>

(3) 民間委託による事務事業費削減

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容
<p>今別保育園を民間移譲した                      (H16)                      道の駅いまべつの管理運営を一部委託した                      (H15)</p>	<p>平成 18 年度に民間移譲を検討する施設                      ・特別養護老人ホームなかやま荘                      ・デイサービスセンター                      ・在宅介護支援センター                      ・ホームヘルパーステーション                      平成 18 年度に指定管理者制度に移行検討                      ・二股へき地保健福祉館                      ・奥平部地区集会所                      ・木材工芸品等加工販売施設                      ・観光 PR ぷらざ                      当面直営とするが制度導入・廃止検討施設                      ・町営スキー場                      ・荒馬の里活性化センター                      平成 17 年度に一部民間委託を検討</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デイサービスセンター調理部門</li> <li>平成 18 年度に民間委託を検討</li> <li>・ ホームヘルパー派遣</li> <li>平成 19 年度に民間委託を検討</li> <li>・ 学校給食（調理）</li> <li>・ 学校給食（配送）</li> <li>・ 水道メーター検針</li> </ul>
--	---

( 4 ) 施設等維持管理費の見直し

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容
巡回バス運行の山方面の土・日運行を廃止した (H16) 大川平小学校を今別小学校に統合した 二股小学校を今別小学校に統合した (H16) 体育館、開発センター、活性化センターの嘱託職員を廃止した	職員で対応可能な部分については職員対応で取り組む <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎清掃</li> <li>・ 本庁舎夜間警備</li> <li>・ 案内、受付</li> <li>・ 電話交換</li> <li>・ 公用車運転</li> <li>・ 学校用務員事務</li> <li>・ 水道メーター検針</li> </ul>

( 5 ) 補助金等の整理合理化...職員互助会への補助金の見直しによるものは「( 1 )」に計上

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容
町営放牧場の委託料を削減した (H16 5,500 千円 5,000 千円) 施設管理委託料を見直した (H15 木工所 2,000 千円 1,300 千円、海峡の家 2,878 千円 2,043 千円) 町単独補助金の削減を実施した (H15 原則一律 20%の減)	毎年度定額助成している町単独補助金（交付金）にあつては段階的（年 10%）に削減していきます

( 6 ) 投資的経費の見直し...事業完了（見込み）等による自然減は認めない

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容と効果目標額
投資的事業については、住民ニーズなどを踏まえ、緊急に実施しなければならない事業を除き、休止・凍結の措置を講じたほか、事業内容の精査・実施時期の見直し等で経費を抑制してきた	・ 公共事業などの投資的経費については事業効果に配慮し、事業内容の精査、事業費の圧縮、実施時期や事業手法の検討を含めて抜本的な見直しを行う

( 7 ) 内部管理経費の見直し

平成 16 年度までの取組状況	平成 17～21 年度までの取組内容と効果目標額

<p>議会広報誌と町広報誌を統合し 2 色印刷とした (H16)</p> <p>施設保険料の契約内容の見直しによる掛金の適正化を図った (H15)</p> <p>税の前納報奨金を削減した (H15)</p> <p>町行政連絡員の報奨金を削減した (H15)</p> <p>消防団の出初め式を廃止し鎮火祭(祈祷)に変更した (H15)</p> <p>町敬老会と生き生き健康大会の開催を統合した (H15)</p>	<p>追録刊行物の見直しや事務用単行本の購入縮減を図る</p> <p>行政連絡員の業務を縮小し経費の節減を図る</p>
---	---

( 8 ) その他事務事業の整理合理化

平成 16 年度までの取組状況	平成 17 ~ 21 年度までの取組内容
<p>消防団員定数を実態に即し見直した (H15 270 人 235 人)</p> <p>所期の目的が達成された老人憩いの家を廃止した (H15)</p>	<p>財政運営に影響のある町営スキー場の営業を 17 年度は中止した (H17)</p> <p>町営放牧場の国有地借上面積を見直し借上料の節減を図る (H17)</p>

( 9 ) その他

市町村名： 今別町  
(単位：千円)

項目	主な内容	開始時期	効果額					計		
			17年度 見込	18年度 見込	19年度 見込	20年度 見込	21年度 見込			
超過課税・法定外税の新設等										
税の徴収対策	・固定資産税滞納収納	14年度	1,896	1,800	1,800	1,800	1,800	9,096		
歳入確保策	使用料・手数料の見直し	・福祉乗車証発行手数料の有料化	15年度	10	10	10	10	10	50	
		・町営放牧場使用料の改定	16年度	891	891	891	891	891	4,455	
		・海峡の家使用料の改定	16年度	382	382	382	382	382	1,910	
		・保育料の改定	16年度	845	845	845	845	845	4,225	
		・巡回バス使用料の改定	16年度	1	1	1	1	1	5	
未利用財産の売り払い等	・公用車(町長車)廃止売払い ・官公造林・部分林立木売払い ・廃校舎を電子部品工場賃付 ・旧支所を縫製工場賃付 ・放牧場遊覧舎未利用分賃付	14年度	0	0	0	0	0	0		
		17年度	1	1	1	1	1	5		
		16年度	23	23	23	23	23	115		
		17年度	110	120	120	120	120	590		
その他	・放牧場遊覧舎未利用分賃付	17年度	15	45	45	45	45	195		
その他	・学校給食負担金の改定	16年度	497	439	405	366	355	2,062		
歳入確保策計			4,671	4,557	4,523	4,484	4,473	22,708		
人件費削減	職員削減(議員含む)	・議員定数の削減(14人、10人)	16年度	14,456	14,456	14,456	14,456	14,456	72,280	
		・定年退職、普通退職、勤労退職者	15年度	97,390	214,268	256,096	288,381	345,116	1,201,251	
	うち退職者の不補充	うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用		15年度	97,390	214,268	256,096	288,381	345,116	1,201,251
	給与等削減	職員	・級位に応じて2%~5%を削減、5.5歳昇給停止	15年度	13,464	13,179	12,661	12,466	12,063	63,833
			・管理職、時間外勤務、期末勤勉を削減	14年度	47,739	46,713	45,328	44,776	43,012	227,568
			・町長5.0%、助役・教育長4.0%削減(H17.1.10から再改正)	15年度	11,208	4,164	4,164	4,164	4,164	27,864
			(H17.11~H18.3助役・教育長不在)	15年度	4,000	1,374	1,374	1,374	1,374	9,496
	議員	報酬	・年報酬の1.0%相当分を削減	16年度	3,524	3,524	3,524	3,524	3,524	17,620
				16年度	79,935	68,954	67,051	66,304	64,137	346,381
その他	・消防団員定数の削減(年報酬減) ・職員厚生費の削減(再削減)	16年度	90	90	90	90	90	450		
15年度	700	850	850	850	850	4,100				
15年度	700	850	850	850	850	4,100				
うち福利厚生事業										
組織の統廃合	・総務部、住民福祉部、産業建設部の3部体制 ・教育委員会事務局を中央公民館に移動。 ・道の駅いまべつつの民間委託	16年度	0	0	0	0	0	0		
17年度	223	223	223	223	223	1,115				
15年度	812	812	812	812	812	4,060				
17年度	7,413	7,413	7,413	7,413	7,413	37,065				
民間委託による事務事業費削減	・町立今別保育園の民間運営									
うち指定管理者制度導入によるもの										
歳出削減策	施設等維持費の見直し	・老人いごいの家廃止	15年度	334	334	334	334	334	1,670	
		・木工所管理委託の削減~廃止	15年度	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
		・海峡の家管理委託の削減~廃止	15年度	2,879	2,879	2,879	2,879	2,879	14,395	
		・公有林保険料の見直し	15年度	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	5,050	
		・公園管理委託の一部廃止	16年度	260	260	260	260	260	1,300	
	・町営スキー場の休止	17年度	4,592	4,592	4,592	4,592	4,592	22,960		
	・町営放牧場の国有地借上面積の見直し	17年度	167	167	167	167	167	835		
	・町単独補助金の見直し	15年度	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680	13,400		
	・前納賠償金の廃止	15年度	2,079	2,079	2,079	2,079	2,079	10,395		
	・行政連絡員報償金の削減(H18~再削減)	15年度	1,152	2,444	2,444	2,444	2,444	10,928		
・消防団員定数の削減(補償組合負担金減)	16年度	413	413	413	413	413	2,065			
投資的経費の見直し	町有林保育事業の計画縮小(一般財源分)	16年度	0	0	0	0	0	0		
		17年度	3,500	3,500	0	0	0	7,000		
		18年度	0	6,800	0	0	0	6,800		
内部管理経費の見直し	庁舎内外の光熱水費省エネ節約等	14年度	306	306	306	306	306	1,530		
		15年度	4,261	4,261	4,261	4,261	4,261	21,305		
		15年度	73	73	73	73	73	365		
その他事務事業の整理合理化	・会議負担金等食糧費の廃止 ・消耗品一括管理 ・町広報誌と町議会広報誌の統合等 ・嘱託職員配置数の削減 ・町敬老会と町生き生き健康大会の統合	14年度	2,539	2,539	2,539	2,539	2,539	12,695		
		14年度	991	991	991	991	991	4,955		
		14年度	731	731	731	731	731	3,655		
		15年度	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600	123,000		
		16年度	1,036	1,036	1,036	1,036	1,036	5,180		
その他	・出張手当の廃止 ・公債費繰上償還 ・巡回バス運行管理体制の見直し ・委員費用弁償の見直し	14年度	4,233	4,233	4,233	4,233	4,233	21,165		
		15年度	0	0	0	0	0	0		
		16年度	121	121	121	121	121	605		
		18年度	759	759	759	759	759	3,036		
歳出削減策計			260,976	375,874	405,498	437,037	491,605	1,970,391		
合計			265,647	380,431	410,022	441,521	496,078	1,993,691		

## 6 地方公営企業

### (1) 水道事業

水道事業については、上水道と簡易水道が2箇所（大泊、二股）で給水を行っていますが、上水道は浄水施設の老朽化や人口の減少に伴い上水道事業としての5,001人を大きく下回ることや、簡易水道は老朽化が激しく水質事故を起こしつつあることなどから、上水道を核とした経済性・維持管理性を考慮した統合を図るよう事業のあり方について検討を行い、その実施を目指します。

水道事業は2人の職員数で運営している小規模なもので、人事異動をはじめ、給与・定員管理とも一般行政部門に準じる扱いとし、全部門の枠の中で統一的な管理を図ります。

歳入の確保については、企業債残高が大きく厳しい経営状態であることから、未収金の徴収対策として滞納者への未納通知や個別夜間徴収など町税と同水準で進めます。

#### ア 経営改革の推進（H17年度から21年度までの取組内容）

##### 収入の確保

滞納者への昼夜問わずの戸別徴収及び未納通知の実施等

（17年度から5,000千円/年）

#### イ 定員管理・給与の適正化

H17.4.1からH22.4.1までの定員管理の数値目標

<年度別職員数の推移>

（単位：人、％）

	(A)					21 (B)	期間内計 (B)-(A)
職員数	2	2	4	4	4	4	2
対前年度増減		0	2	0	0	0	200.0

<増加の内訳>

一般会計からの職員を水道職員に配置換えする。

H17.4.1からH22.4.1までの諸手当の総点検結果

諸手当の総点検結果（その他の適正化）

・給料本俸の5％カットの実施（一般会計と同一）

（18年度650千円/年）

・通勤手当の削減 2,000 円から 1,000 円（一般会計と同一）  
（18 年度 12 千円/年）

・期末・勤勉手当 20～35%カット（一般会計と同一）  
（18 年度 1,058 千円/年）

#### ウ 支出削減方策

平成 19 年度より 5 年間、浄水施設改良工事のため、総工事費（委託料含む）1,068,965 千円が発生する。

工事費	1,010,312 千円
委託料	58,653 千円
計	1,068,965 千円

エ 経費節減等の財政効果

市町村名：今別町

H17年度からH21年度までの取組状況

(単位：千円)

項目	主な内容	開始時期	効果額					計		
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			
			見込	見込	見込	見込	見込			
収入	未収金の徴収対策	町内外の滞納者へ未納通知を発行するとともに、個別における夜間徴収	毎月	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000	
	料金の見直し									
	未利用財産の売り払い等	なし								
	その他	なし								
支出	人件費削減	職員削減（議員含む）	18年度から2名増	18年度	0	17,167	17,167	17,167	17,167	68,668
		うち退職者の不補充の場合の効果額								
		嘱託、臨時、派遣職員等の活用の場合の効果額								
	給与等削減	給料本俸5%カット 通勤手当カット 期末・勤勉手当カット			188 12 488	651 12 1,058				839 24 1,546
	組織の統廃合									
	民間委託による事務事業費削減									
	その他	浄水施設改良工事 工事設計委託料					240,227 19,026	244,327 19,320	219,156 9,387	703,710 47,733
合計					5,688	23,888	281,420	285,814	250,710	847,520

(参考)一般会計繰入金軽減額					654	5,688	6,721	4,964	7,343	9,352
----------------	--	--	--	--	-----	-------	-------	-------	-------	-------

< 収入の部 >

使用料収入（収益的収支）

（単位：千円、m<sup>3</sup>）

区 分							21
自然体見込	有収水量（m <sup>3</sup> ）	290,768	290,768	290,768	290,768	290,768	290,768
	使用料収入(A)	80,361	80,361	80,361	80,361	80,361	80,361
改善策実施後見込	有収水量（m <sup>3</sup> ）	290,768	290,768	290,768	290,768	290,768	290,768
	使用料収入(B)	80,361	80,361	80,361	80,361	80,361	80,361
	使用料改定効果額(C)	0	0	0	0	0	0
	未収金徴収額(D)	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	実施後収入額 (E)=(B)+(C)+(D)	80,361	85,361	85,361	85,361	85,361	85,361
財政効果額(E)-(A)			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

その他収入（収益的収支）

（単位：千円）

区 分							21
自然体見込	諸収入	18	30	10	10	10	10
	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
	小計(A)	18	30	10	10	10	10
改善策実施後見込	諸収入	18	30	10	10	2,418	4,878
	国庫支出金	0	0	0	0	0	0
	小計(B)	18	30	10	10	2,418	4,878
財政効果額(B)-(A)			0	0	0	2,408	4,868

国庫補助金（収益的収支 = 建設費）

（単位：千円）

区 分						21
自然体見込(A)	0	0	0	86,417	87,882	76,027
改善策実施後見込(B)	0	0	0	86,417	87,882	76,027
財政効果額(B)-(A)			0	0	0	0

地方債

（単位：千円）

区 分							21
自然体見込	通常分	0	0	0	企業債 172,836	175,765	152,516
	借替分	7,300	7,300	0			
	小計(A)	7,300	7,300	0	172,836	175,765	152,516
改善策実施後見込	通常分	0	0	0	172,800	175,700	152,000
	借替分	7,300	7,300	0	0	0	0
	小計(B)	7,300	7,300	0	過疎債 172,800	175,700	152,000
財政効果額(B)-(A)			0	0	36	65	516

< 支出の部 >

人件費（収益的収支）

（単位：千円）

区 分						21
自然体見込	貼り付け人員（人）	2	2	4	4	4

	人件費支出額(A)	13,184	13,590	30,757	30,757	30,757	30,757
改善策実施後見込	貼り付け人員(人)	2	2	4	4	4	4
	人件費支出額(B)	13,184	13,590	30,757	30,757	30,757	30,757
	給与削減効果額(C)	654	688	1,721	0	0	0
	特勤手当見直額(D)	0	0	0	0	0	0
	実施後収入額 (E)=(B)+(C)+(D)	12,530	12,902	29,036	30,757	30,757	30,757
財政効果額(E)-(A)		654	688	1,721	0	0	0

維持管理費(収益の収支)

(単位:千円)

区分							21
自然体見込	維持管理費(A)	10,974	11,432	11,452	11,478	11,500	9,993
	普及啓発事業費(B)	0	0	0	0	0	0
	小計(A)+(B)=(C)	10,974	11,432	11,452	11,478	11,500	9,993
改善策実施後見込	維持管理費(自然体)(D)	10,974	11,432	11,452	11,478	11,500	9,993
	委託料削減額(E)	0	0	0	0	0	0
	物件費削減額(F)	0	0	0	0	0	0
	普及啓発事業費(G)	0	0	0	0	0	0
	小計 (D)+(E)+(F)+(G)=(H)	10,974	11,432	11,452	11,478	11,500	9,993
財政効果額(H)-(C)			0	0	0	0	0

建設事業費(資本的収支)

(単位:千円)

区分							21
自然体見込(A)	911	63	1,400	260,353	264,747	229,643	
改善策実施後見込(B)	911	63	1,400	260,353	264,747	229,643	
財政効果額(B)-(A)		0	0	0	0	0	0

元利償還金(元金=資本的収支、利子=収益的収支)

(単位:千円)

区分							21
自然体見込	償還元金	54,749	61,700	60,116	63,463	57,820	49,984
	償還利子	34,238	31,942	29,791	27,596	28,767	30,116
	小計(A)	88,987	93,642	89,907	91,059	86,587	80,100
改善策実施後見込	償還元金	54,749	61,700	60,116	63,463	57,820	49,984
	償還利子	34,238	31,942	29,791	27,596	28,767	30,116
	小計(B)	88,987	93,642	89,907	91,059	86,587	80,100
財政効果額(B)-(A)			0	0	0	0	0

一般会計繰入金算出総括表

自然体推計

(単位:千円)

区分							21
収入	使用料手数料	80,361	80,361	80,361	80,361	80,361	80,361
	その他収入	18	30	10	10	10	10
	国庫支出金	0	0	0	86,417	87,882	76,027
	地方債	7,300	7,300	0	172,836	175,765	152,516
	小計(A)	87,679	87,691	80,371	339,624	344,018	308,914

支出	人件費	13,184	13,590	30,757	30,757	30,757	30,757
	維持管理費	10,974	11,432	11,452	11,478	11,500	9,993
	建設費	911	63	1,400	260,353	264,747	229,643
	元利償還金	88,987	93,642	89,907	91,059	86,587	80,100
	小計(B)	114,056	118,727	133,516	393,647	393,591	350,493

財源不足額 = 繰入額 (B)-(A)=(C)	26,377	31,036	53,145	54,023	49,573	41,579
----------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

### 改善実施後推計

(単位：千円)

区分							21
収入	使用料手数料	80,361	85,361	85,361	85,361	85,361	85,361
	その他収入	18	30	10	10	2,418	4,878
	国庫支出金	0	0	0	86,417	87,882	76,027
	地方債	7,300	7,300	0	172,800	175,700	152,000
	小計(D)	87,679	92,691	85,371	344,588	351,361	318,266
支出	人件費	12,530	12,902	29,036	30,757	30,757	30,757
	維持管理費	10,974	11,432	11,452	11,478	11,500	9,993
	建設費	911	63	1,400	260,353	264,747	229,643
	元利償還金	88,987	93,642	89,907	91,059	86,587	80,100
	小計(E)	113,402	118,039	131,795	393,647	393,591	350,493

財源不足額 = 繰入額 (E)-(D)=(F)	25,723	25,348	46,424	49,059	42,230	32,227
----------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

### 一般会計繰入金（一般財源ベース効果額）

(F)-(C)	654	5,688	6,721	4,964	7,343	9,352
---------	-----	-------	-------	-------	-------	-------

## (2) 老人保健施設

### ア 経営改革の推進(H17年度から21年度までの取組内容)

特別養護老人ホーム（第1種社会福祉事業）は昭和55年に建設し、その後ショートステイ等（第2種社会福祉事業）3施設を併設、公立運営を基本としながら介護保険制度施行により介護保険事業所として老人福祉向上のため継続運営し現在に至っています。

しかし、行財政基盤の強化が急務とされている中で、施設運営に際し一般会計に過度に依存し、町の財政運営に支障を来していることから、サービス水準を維持向上しながら、経営体質の改善と経費節減のために、移譲の方法（売買・有償貸

与) 国庫補助金の取り扱い、職員の処遇等を総合的に分析し民間移譲を検討します。

施設の種類	目標年度				
	17	18	19	20	21
特別養護老人ホームなかやま荘					
今別町デイサービスセンターひより					
今別町在宅介護支援センターひより					
今別町ホームヘルパーステーションひより					

イ 定員管理・給与の適正化

H17.4.1 から H22.4.1 までの定員管理の数値目標

< 年度別職員数の推移 >

		(A)					21 (B)	期間内計 (B) - (A)
職員数	なかやま荘	17	19	19	0			17
	ひより	9	8	8	0			9
嘱託職員数	なかやま荘	20	16	16	0			20
	ひより	14	13	13	0			14
対前年度増減			4	0	56	0	0	

H17.4.1 から H22.4.1 までの諸手当の総点検結果

(ア) 特殊勤務手当での適正化 (一般行政職 再掲)

特殊勤務手当の見直しにより順次削減し、平成17年4月1日から完全廃止し、引き続き完全廃止を継続します。

(イ) その他の手当での適正化 (一般行政職 再掲)

4輪の自動車を使用する職員の通勤手当については、14キロメートル以上の距離の加算額は10,000円を限度に見直しをしています。

## 7 むすび

「行政改革の必要性」で述べた合併しない場合の行財政運営の計画が「財政健全化計画」であり、基金も底が見えている現在、このままでは収支均衡を保つことさえ困難な状況に至り、財政赤字が生じて、いわゆる財政再建団体に転落する危惧が目前に迫っています。

もしそうなれば、国の管理下に置かれ、町の独自事業の中止は当然のこと、災害復旧以外の道路や施設の維持補修などはもとより消耗品一つ買うことさえも徹底的に制限されるなど、今別町の自主的・自立的な行財政運営に支障を来たし、町民生活に大きな影響を与えるため、財政再建団体に転落することは絶対に避けなければなりません。